う。）、転出届」に改め、「届出」の下に「（次条第二号及び第二十七条の三第二号において「世帯変更届」という。）」を、「被保険者証」の下に「又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれか」を加え、「被保険者資格証明書」を「被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれも」に改め、「その旨」の下に「並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号」を加え、同条に次の一号を加える。

三　法第三十条の四十七の規定による届出（当該届出をする者が中長期在留者等（法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等をいう。次条から第二十八条までにおいて同じ。）となる前から引き続き国民健康保険の被保険者の資格を有する場合に限る。）　次に掲げる事項

イ　国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日

ロ　その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されている場合には、その旨並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号

第二十七条の二第一号中「法第二十二条の規定による届出」を「転入届」に改め、「除く。）」の下に「並びに法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出（第三号に掲げる届出を除く。）」を加え、同号ロ中「次号」を「以下この条」に、「その旨」を「その記号及び番号」に改め、同条第二号中「法第二十三条、法第二十四条及び法第二十五条の規定による届出」を「転居届、転出届及び世帯変更届」に、「その旨」を「その記号及び番号」に改め、同条に次の一号を加える。

三　法第三十条の四十七の規定による届出（当該届出をする者が中長期在留者等となる前から引き続き後期高齢者医療の被保険者の資格を有する場合に限る。）　次に掲げる事項

イ　後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した年月日

ロ　その者に後期高齢者医療の被保険者証が交付されている場合には、その番号、その者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書が交付されている場合には、その記号及び番号

第二十七条の三を次のように改める。

（介護保険の被保険者である者に係る付記事項）

**第二十七条の三**　法第二十八条の三に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　転入届並びに法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出（第三号に掲げる届出を除く。）　介護保険の被保険者の資格を有する旨

二　転居届、転出届及び世帯変更届　介護保険の被保険者証（介護保険法第十二条第三項の被保険者証をいう。次号及び第三十条において同じ。）の番号

三　法第三十条の四十七の規定による届出（当該届出をする者が中長期在留者等となる前から引き続き介護保険の被保険者の資格を有する場合に限る。）　次に掲げる事項

イ　介護保険の被保険者となつた年月日

ロ　介護保険の被保険者証の番号

第二十八条第一号中「法第二十二条の規定による届出」を「転入届及び法第三十条の四十六の規定による届出」に改め、同号イ及びロ中「規定する者」の下に「又は第三十条の四十六の規定による届出を行う者」を加え、同条第二号中「法第二十三条又は法第二十四条の規定による届出」を「転居届及び転出届」に改め、同条に次の一号を加える。

三　法第三十条の四十七の規定による届出　次に掲げる事項

イ　中長期在留者等となる前から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

ロ　中長期在留者等となつたことにより国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

ハ　中長期在留者等となつたことにより国民年金の被保険者となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前に国民年金の被保険者であつたことがある場合には、基礎年金番号及び国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

第二十九条の見出し中「附記事項」を「付記事項」に改め、同条中「法第二十三条又は法第二十四条の規定による届出」を「転居届及び転出届」に改める。

第三十条中「第二十九条の二」を「第二十九条」に改める。

第三十条の三中「法第三十条の四十四第一項に規定する」及び「（以下「住民基本台帳カード」という。）」を削る。

第三十条の五第二号中「法第二十四条の規定による届出」を「転出届」に改める。

第三十条の十二の見出し中「記録事項」を「記載事項」に改め、同条中「記録された」を「記載された」に改める。

第三十条の十五第一項中「市町村長」を「法第三十条の四十四第一項に規定する住所地市町村長（以下この章において「住所地市町村長」という。）」に改め、同条第二項中「市町村長」を「住所地市町村長」に改める。

第三十条の十七を削る。

第三十条の十八第一項中「当該住民基本台帳カードを交付した市町村長（以下「交付市町村長」という。）」を「住所地市町村長」に改め、同条第三項中「第三十条の十六」を「前条」に改め、同条を第三十条の十七とする。

第三十条の十九中「交付市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条を第三十条の十八とする。

第三十条の二十中「第三十条の四十四第五項」を「第三十条の四十四第八項」に、「第三十条の二十三第一項第二号」を「第三十条の二十一第一項第二号」に、「交付市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条を第三十条の十九とする。

第三十条の二十一の見出しを「（住民基本台帳カードが失効する場合）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第三十条の四十四第九項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

第三十条の二十一第一号中「者が」の下に「国外に」を加え、「（付記転出届をしたときを除く。）」を削り、同条第二号中「付記転出届」を「転出届」に改め、「場合において」の下に「、当該者が最初の転入届を行うことなく」を加え、同条第七号を削り、同条第五号中「転出をし、又は」を「転出届（国外への転出に係るものを除く。）に基づき当該住民票が消除されたとき又は第一号若しくは」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　住民基本台帳カードの交付を受けている者が転出届をした場合において、当該者が当該転出届に係る最初の転入届を受けた市町村長に当該住民基本台帳カードの提出を行うことなく、最初の転入届をした日から九十日を経過し、又は当該者が当該市町村長の統括する市町村から転出をしたとき。

第三十条の二十一第八号中「第三十条の十八第一項」を「第三十条の十七第一項」に改め、同条第九号中「返納された住民基本台帳カード」を「次条第四項の規定により返納された住民基本台帳カード」に改め、同条第十号中「次条第一項」を「第三十条の二十二第一項」に改め、同条を第三十条の二十とする。

第三十条の二十二を削る。

第三十条の二十三第一項中「第三十条の四十四第六項」を「第三十条の四十四第十項」に改め、同項第一号中「第三十条の二十一第一号、第二号又は第四号から第七号までの規定のいずれか」を「前条第三号又は第七号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　次条第一項の規定により返納を命ぜられたとき。